

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四

第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第三十一号（令和四年三月十八日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する同法第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 氏名又は名称 光和精鋳株式会社

ロ 住所 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三

ハ 代表者の氏名 代表取締役 平嶋 直樹

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三

三 無害化処理の用に供する施設の種類の

廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物（同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）の焼却施設

四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものを除く。）

(2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものを除く。）

(3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものを除く。）

(4) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものを除く。）

五 申請年月日

令和四年二月二十四日

六 縦覧場所

イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

<http://www.kankyonews.com>

- ロ 環境省九州地方環境事務所資源循環課
 - ハ 環境省九州地方環境事務所福岡事務所資源循環課
 - ニ 福岡県環境部廃棄物対策課
 - ホ 北九州市環境局環境監視部環境監視課
-